

差出人: 三谷_圭弘 <mitani.yoshihiro@pref.hokkaido.lg.jp>
送信日時: 2026年3月30日月曜日 16:23
宛先: 三谷_圭弘
件名: 【北海道建設部建設管理課】労務費ダンピング調査の実施及び工事費内訳書の様式見直しについて
添付ファイル: 労務費ダンピング調査概要.zip

一般社団法人 北海道電業協会 様

いつもお世話になっております。

北海道建設部建設管理課工事管理係 三谷と申します。

令和7年12月12日施行の改正入札契約適正化法により、公共工事の入札に際し、
応募者は労務費等を明示した入札金額の内訳書を提出することとされるとともに、
公共発注者においては、当該内訳書の内容確認等の必要な措置を講ずることとされたところで、
これを踏まえ、令和8年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行う入札から、
「労務費ダンピング調査」を実施することとしました。

また、当該調査の実施に伴い、従前の「値引き」の取扱いについて見直しを行い、
労務費その他の費目の内容確認を適切に行う観点から、これらの内訳を不明確とする一括値引きは
行わないよう取扱いを改めたところです。

つきましては、同日以後に公告その他契約の申込みの誘引を行う入札においては、
材料費等の必要経費を含む内訳書様式を提示するとともに、工事価格算出後の値引き欄を削除した
様式を提示することとしますので、各関係団体に通知いたします。

貴会におかれましては、各会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

北海道 建設部 建設政策局 建設管理課
工事管理係長 三谷 圭弘
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL:011-231-4111(代) (内線 29-713 スマホ 12827)
FAX:011-232-6335
E-MAIL:mitani.yoshihiro@pref.hokkaido.lg.jp

労務費ダンピング調査について

工事費内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）について、その方法を次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 調査方法

落札候補者（複数ある場合はくじ引きの当選者）から提出された工事費内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準以上であるか確認します。

なお、本調査により、契約締結の効力が無効になることはありません。

2 一定水準の考え方

労務費ダンピング調査における官積算の直接工事費と内訳書記載の直接工事費との比較に使用する「一定水準」は以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」とします。

なお、営繕工事の場合、直接工事費には土木工事においては現場管理費として扱われる項目が含まれていることから、この額を控除した上で、係数を乗じることとする。

一定水準（土木工事）＝当該工事の直接工事費の官積算額×係数（0.97）

一定水準（建築工事）＝当該工事の直接工事費の官積算額×（1－0.1又は0.2（※））×係数（0.97）

※）一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

3 理由の確認と建設Gメンへの通報

工事費内訳書に記載されている直接工事費が一定水準を下回る場合、理由書（別紙1）の提出を求めます。

理由書に記載された内容が合理性を欠く場合、支出負担行為担当者からの注意喚起・警告と、国土交通省が設置する建設Gメンへの通報を行います。

※理由の確認に先立ち、工事費内訳書に記載された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合は、理由の確認を省略する場合があります。

4 適用開始日

令和8年（2026年）4月1日以後において行われる公告及びその他の契約に申込みの誘引が行われる入札から適用を開始します。

適用対象は、内訳書を確認することとしている案件のうち、工事の案件に限ります。

5 その他

本取扱いについては、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（国土交通省）」を参考に作成しています。必要に応じてガイドラインをご参照ください。

「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いに関するQ & Aについて」新旧対照表

改 正 後	改 正 前	摘 要
<p>○入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いに関するQ & Aについて</p> <p>Q1～Q17（現行どおり）</p> <p>Q18 値引きは可能か。可能である場合、値引き額に上限はあるのか。</p> <p>A18 値引きは可能です。</p> <p>ただし、工事に係る内訳書については、令和7年12月12日施行の入契法改正の趣旨を踏まえ、労務費その他の費目の内容を不明確にするような一括値引きは行わないでください。</p> <p>価格調整を行う場合は、各費目において合理的な積算根拠に基づき反映してください。</p> <p>なお、値引き後においても、内訳書の合計金額と入札書の記載金額は一致していなければなりません。</p> <p>Q19～Q23（現行どおり）</p> <p>Q24 令和7年12月12日から記載が必要になった項目について、標準単価方式や市場単価方式等を活用している場合、項目に対応する金額を十分に計上出来ない場合があるが、問題ないか。</p> <p>A24 項目に対応する計上可能な金額を記載いただければ問題ありません。</p>	<p>○入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いに関するQ & Aについて</p> <p>Q1～Q17（略）</p> <p>Q18 値引きは可能か。可能である場合、値引き額に上限はあるのか。</p> <p>A18 値引きは可能です。また、値引き額に上限はなく、そのことをもって無効入札とはなりません。当然のことですが、値引き後においても、内訳書の合計金額と入札書の記載金額は一致していなければなりません。</p> <p>Q19～Q23（略） (新設)</p>	<p>○法改正に伴い 文言整理</p> <p>○法改正に伴い新設</p>

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

様

(工事費内訳書サンプル)

会社名:

代表者名:

整理番号 第 号
 工事名 ○○○道単局改工事 (◇◇地区) (道債)

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
堤防・護岸・胸壁	式	1	
根固め工	式	1	
捨石工	式	1	
仮設工	式	1	
工事用道路工	式	1	
交通管理工	式	1	
直接工事費	式	1	
うち材料費	式	1	
うち労務費	式	1	
共通仮設	式	1	
共通仮設費	式	1	
運搬費	式	1	
営繕費	式	1	
現場環境改善費(率計上)	式	1	
共通仮設費(率計上)	式	1	
純工事費	式	1	
現場管理費	式	1	

工 事 費 内 訳 書

工事名 ○○○道単局改工事 (◇◇地区) (道債)

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	
うち建退共制度の掛金	式	1	
工事原価	式	1	
うち安全衛生経費	式	1	
一般管理費等	式	1	
工事価格 (=入札者の見積額)	式	1	
値引き			
見積価格 (=入札者の見積額)			

注1 電子ファイルで内訳書を提出するときは、会社名(又はJV名)を記載のうえ入札書に添付してください。紙で内訳書を提出するときは、入札書と同様に記名押印が必要です。
~~2 「値引き」は、工事価格または業務価格から値引きを行った場合に記入してください。ただし、値引きを行わない場合の記入は、「0」を記入してください。~~
 2 「値引き」、「調整額」、「出精値引き」の名目等による根拠のない端数処理や減額の記載は行わないでください。